

自転車を安全に利用しよう！！

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



ながら運転
も禁止だよ

この5つは絶対に守ろう！！



中村警察署
052-452-0110
稲葉地交番

不法就労・不法滞在防止にご協力を！！

～ 事業主のみなさんへお願い ～

◇外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、在留カード、就労資格証明書(希望する外国人に交付される。)等をコピーではなく実物で在留資格、在留期間を確認してください。

◇留学生等については資格外活動の許可の有無、また、許可された活動内容も確認してください。

◇在留カードには、就労制限の有無や資格外活動許可に関して明記されていることから、雇用する際はこれらの欄も確認してください。外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者となることを知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります。

以上の点に留意し、就労が認められていない外国人を決して雇わないようにしてください。



中村警察署



自転車の盗難が多発しています！

- ①いつでも、どこでも、ほんの数分でも自転車を止めたら、鍵をかける！
- ②自転車の施錠は、防犯性の高い鍵、さらに「ツーロックが基本」！

シリンダー錠、ディンプルキー、ワイヤー錠



愛知県警察公式アプリ

アイチポリス



iOS端末
(iPhone等)



Android端末